

青森県報

第二千四百二二号

平成十六年
十一月八日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

字区域の変更.....(市) 振興町 課 一

右 同.....(同) 同 二

飼料の試験の結果の概要.....(畜産課) 二

公 告

換地処分.....(農村整備課) 三

換地計画の決定.....(同) 三

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任.....(中) 南 地 方 (農) 林 水 産 (事) 務 所 三

道路の位置の指定.....(十) 和 田 県 土 (整) 備 事 務 所 四

告 示

青森県告示第六百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、藤崎町長から藤崎町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十六年十一月九日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十一月八日

南津軽郡藤崎町

大字館野越字福田八二の二、八三の五、八三の六の一部、八五の四、一一二の三の一部、一五六の二、一五七の三、一六四の三の一部、一六五の三の一部、一六六の一部を大字下俵字北豊田に編入する。

大字館野越字福田八三の六の一部、八三の七、八三の八、八四の一、一一二の三の一部、一六四の三の一部、一六五の三の一部、一六六の一部、一六七、一六八、大字館野越字橋元一九六の二、一九八の二、大字下俵字北豊田一〇の一部、一三の二の一部、一四の一部、五九の一、五九の二、六〇、六三の一部、七七、八〇から八二まで、大字下俵字東豊田三五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部並びに大字下俵字豊田四四の三に隣接する大字館野越字橋元の道路である国有地の全部を大字下俵字豊田に編入する。

大字滝井字川崎一三六の二、一三九の二、一三九の三、大字柏木堰字亀田一の一部、四の一部、五の一部、大字柏木堰字東亀田二三の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに大字柏木堰字亀田四、五に隣接する道路である公有地の一部、大字柏木堰字東亀田二三に隣接する水路である公有地の一部、大字柏木堰字西亀田四四、四五に隣接する道路、水路である公有地の一部を大字柏木堰字北亀田に編入する。

大字柏木堰字西亀田四六の二、九四の三から九四の五まで、大字柏木堰字北亀田一の一部、一〇の一部、一〇の三の一部、一三の一部、一三の二の一部、一四の一部、大字柏木堰字東亀田二三の一部、大字柏木堰字南亀田五の一部、五の三の一部、八の一部、二二の一部、七〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに大字柏木堰字西亀田八二から八四まで、八五の一〇から八五の一二まで、九四の二に隣接する水路である公有地の全部、大字柏木堰字東亀田二三に隣接する水路である公有地の一部、大字柏木堰字南亀田二二に隣接する水路である公有地の一部を大字柏木堰字亀田に編入する。

大字柏木堰字北亀田四の四の一部、大字柏木堰字亀田二二の一部、一五の二の一部、三三の一部、八二の一部、大字柏木堰字南亀田六四、六九、七〇の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部を大字柏木堰字東亀田に編入する。

大字柏木堰字南亀田四二に隣接する大字中島字早稲田の水路である公有地の一部を大字柏木堰字南亀田に編入する。

大字柏木堰字南亀田四一の一部、四二の一部、四四の一部、四六の一部、四七の二の一部、四八の六、四九の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有

地の一部を大字中島字早稲田に編入する。

青森県告示第六百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、板柳町長から板柳町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十六年十一月九日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡板柳町

大字下俵字北豊田一〇の四、一〇の五、一一の二、一一の三、一五の三、一五の四、四三の二、六四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の

全部を大字館野越字福田に編入する。

大字館野越字福田八四の二、大字下俵字豊田四一の二、四二の二、四二の二、四三の七、四三の二、四三の二、四四の四、四四の六、四五の三、四五の四及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部を大字館野越字橋元に編入する。

青森県告示第六百七十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十六年十月五日及び十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		M E kcal/kg	その他水分 %		
株式会社イチノウエ三沢支店 上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢91 444	左	日配成鶏飼育用配合飼料 L M17	16.9	17.5	4.4	3.44	0.50	2.3	10.4							12.6		
		イトーチュウ レイヤーナゾ17	16.10	17.2	6.6	4.08	0.76	2.9	12.6							2,900	11.9	
		イトーチュウ テリドC	16.10	15.6	3.3	1.09	0.75	3.9	6.1							2,730	13.6	
		イトーチュウ NH 17	16.10	17.3	6.2	4.88	0.59	2.3	14.1							2,890	11.8	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24 6	左	ノーサン印子豚育成用配合飼料 スバートG	16.10	16.5	2.9	0.64	0.47	2.8	3.9							77.0	13.9	
		NH牛肥育後期用	16.10	13.1	3.9	0.75	0.41	4.9	4.7							74.9	13.4	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、早稲田・亀田地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十六年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、清水頭地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十六年十一月九日から同年十二月七日まで
- 三 縦覧の場所
田子町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、相馬土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七

項の規定により公告する。

平成十六年十一月八日

中南方農林水産事務局長 喜多山 秀 美

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	沢田 健雄	中津軽郡相馬村大字湯口字一ノ安田九〇の二	平成十六年六月就任
"	成田 秀秋	大字黒滝字一ノ川瀬三〇	"
"	山内 一義	大字五所字里見五二の一	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	宮川 克彦	大字藤沢字野田八九の一	"
"	福田 義雄	大字相馬字羽根山三六	"
"	石岡 修身	弘前市大字下湯口字元七九の二	"
"	田沢 勝昭	大字悪戸字鳴瀬一〇〇の一	"
"	石岡 雄一	大字青柳の一	"
監事	山内 逸実	中津軽郡相馬村大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
"	宮川 文雄	大字藤沢字野田一二七の六	"
"	清野 和弘	弘前市大字下湯口字青柳二二一	"
理事	花田 和始	中津軽郡相馬村大字湯口字二ノ安田八三の五	平成十六年七月退任
"	成田 公正	大字黒滝字一ノ川瀬五八	"
"	山内 一義	大字五所字里見五二の一	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	宮川 克彦	大字藤沢字野田八九の一	"
"	福田 義雄	大字相馬字羽根山三六	"
"	石岡 修身	弘前市大字下湯口字元七九の二	"
"	田沢 勝昭	大字悪戸字鳴瀬一〇〇の一	"
"	石岡 雄一	大字青柳の一	"
監事	山内 逸実	中津軽郡相馬村大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
"	宮川 文雄	大字藤沢字野田一二七の六	"
"	齋藤 一雄	弘前市大字下湯口字青柳五二	"

十和田県土整備事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月八日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

十和田市西二十三番町二八二の三	位 置	二二・一〇メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一六・一〇・三	指 定 年 月 日
-----------------	-----	-----------	-----	----------	-----	---------------	--------------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭